

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年8月23日 04時06分ごろ
発生場所	愛媛県今治市砂場漁港北東方沖（白石） 来島白石灯標から真方位135°20m付近 （概位 北緯34°06.4′ 東経132°59.0′）
事故の概要	プレジャーボート海望隆敏丸は、北東進中、白石（岩礁）に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年9月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 海望隆敏丸、2.3トン EH3-47727（漁船登録番号）、個人所有 第281-42837号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部外板に破口を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約219cm（来島 航路）、潮流 北流約1ノット 常用薄明開始時刻：05時09分ごろ、日出時刻：05時35分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りをを行う目的 で、約5ノットの対地速力で、船長が、GPSプロッター兼魚群探知 機を魚群探知機として起動し、後部甲板の操縦区画で立って手動操舵 により北東進していた。 船長は、左舷方に見える造船所の明かりが近くに感じたので、ふだ んよりも本船が西方向に寄って航行していると思い、このままの針路 で航行すると浅瀬があるので、右舵を取って航行中、前部甲板のテ ントの隙間から前方を見たところ、至近に来島白石灯標の灯光が見えた ものの、どうすることもできず、白石に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約1.5mであった。 船長は、本船が、前部甲板にテントが張ってあり、前方が見通し辛 い状況であったが、ふだん航行している慣れた海域なので、左舷方の 造船所の明かりを頼りに航行できると思い、GPSプロッターで船位 の確認をしていなかった。
分析	本船は、ふだん航行している慣れた海域を北東進中、船長が、左舷 方の造船所の明かりを頼りに航行できると思い、目視のみで航行を続 けたことから、白石に乗り揚げたものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、夜間、本船がふだん航行している慣れた海域を北東進中、船長が、左舷方の造船所の明かりを頼りに航行できると思い、目視のみで航行を続けたため、白石に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、慣れた海域であっても、前路の見張りを適切に行うとともにGPSプロッターを活用し、船位の確認を適切に行いながら航行すること。</li></ul>